

東大阪市老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 7 月 2 4 日

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(東大阪市老人福祉法施行細則の一部改正)

第 1 条 東大阪市老人福祉法施行細則（昭和 6 3 年東大阪市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第 2（第 1 0 条第 3 項第 3 号・第 1 2 条第 2 項関係） (略) 備考 1 (略) 2 この表において「所得割の額」とは、地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 3 1 4 条の 7 及び第 3 1 4 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項及び第 5 条の 4 第 5 項の規定は、適用しないものとする。）の額をいい、同法第 3 2 3 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を控除した額をいう。 3 ～ 5 (略)	別表第 2（第 1 0 条第 3 項第 3 号・第 1 2 条第 2 項関係） (略) 備考 1 (略) 2 この表において「所得割の額」とは、地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 3 1 4 条の 8、 <u>同法附則第 5 条第 3 項及び第 5 条の 4 第 6 項</u> の規定は、適用しないものとする。）の額をいい、同法第 3 2 3 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を控除した額をいう。 3 ～ 5 (略)

(東大阪市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第 2 条 東大阪市身体障害者福祉法施行細則（昭和 6 3 年東大阪市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第16条第2項第1号関係）	別表第1（第16条第2項第1号関係）
(略) 備考 1～4（略） 5 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。 (1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第5項の規定は、適用しないものとする。 (2)・(3)（略）	(略) 備考 1～4（略） 5 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。 (1) 地方税法第314条の7、<u>第314条の8</u>、<u>附則第5条第3項</u>、<u>附則第5条の4第6項</u>及び<u>附則第5条の4の2第5項</u>の規定は、適用しないものとする。 (2)・(3)（略）
別表第3（第16条第2項第3号関係）	別表第3（第16条第2項第3号関係）
(略) 備考 1～5（略） 6 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。 (1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第5項の規定は、適用しないものとする。 (2)・(3)（略）	(略) 備考 1～5（略） 6 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。 (1) 地方税法第314条の7、<u>第314条の8</u>、<u>附則第5条第3項</u>、<u>附則第5条の4第6項</u>及び<u>附則第5条の4の2第5項</u>の規定は、適用しないものとする。 (2)・(3)（略）

（東大阪市知的障害者福祉法施行細則の一部改正）

第3条 東大阪市知的障害者福祉法施行細則（昭和63年東大阪市規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第5条第2項第1号関係）	別表第1（第5条第2項第1号関係）

(略)	(略)
備考 1 ～ 4 (略) 5 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。 (1) 地方税法第314条の7 <u>及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第5項</u>の規定は、適用しないものとする。 (2) ・ (3) (略)	備考 1 ～ 4 (略) 5 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。 (1) 地方税法第314条の7、<u>第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項</u>の規定は、適用しないものとする。 (2) ・ (3) (略)
別表第3（第5条第2項第3号関係）	別表第3（第5条第2項第3号関係）
(略)	(略)
備考 1 ～ 5 (略) 6 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。 (1) 地方税法第314条の7 <u>及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第5項</u>の規定は、適用しないものとする。 (2) ・ (3) (略)	備考 1 ～ 5 (略) 6 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。 (1) 地方税法第314条の7、<u>第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項</u>の規定は、適用しないものとする。 (2) ・ (3) (略)

(東大阪市児童福祉法施行細則の一部改正)

第4条 東大阪市児童福祉法施行細則（平成17年東大阪市規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第15条第3項第1号関係） 備考	別表第1（第15条第3項第1号関係） 備考

1 この表において、「均等割」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割の額を算定する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第5項の規定は、適用しないものとする。）をいう。

2～8 （略）

別表第2（第15条第3項第2号関係）

（略）

備考

1～4 （略）

5 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

（1） 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第5項の規定は、適用しないものとする。

（2）・（3） （略）

6～9 （略）

別表第3（第15条第3項第3号関係）

助産施設入所者に係る徴収金基準額表

（略）

備考

1 この表において「均等割」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割の額を算定する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第5項の規

1 この表において、「均等割」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割の額を算定する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。）をいう。

2～8 （略）

別表第2（第15条第3項第2号関係）

（略）

備考

1～4 （略）

5 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

（1） 地方税法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。

（2）・（3） （略）

6～9 （略）

別表第3（第15条第3項第3号関係）

助産施設入所者に係る徴収金基準額表

（略）

備考

1 この表において「均等割」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割の額を算定する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5

定は適用しないものとする。)をいう。 2～8 (略) 別表第4 (第15条第3項第4号関係) 母子生活支援施設入所者に係る徴収金基準額表 <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 備考 1 この表において「均等割」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは同項第2号に規定する所得割(この所得割の額を算定する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。)をいう。 2～7 (略)	(略)	<u>条の4の2第5項</u>の規定は適用しないものとする。)をいう。 2～8 (略) 別表第4 (第15条第3項第4号関係) 母子生活支援施設入所者に係る徴収金基準額表 <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 備考 1 この表において「均等割」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは同項第2号に規定する所得割(この所得割の額を算定する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、<u>第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項</u>の規定は適用しないものとする。)をいう。 2～7 (略)	(略)
(略)			
(略)			

(東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部改正)

第5条 東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則(平成27年東大阪市規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第 1 （第 2 条第 1 項関係） (略)	別表第 1 （第 2 条第 1 項関係） (略)
備考	備考
1 ～ 3 （略）	1 ～ 3 （略）
4 この表において「特定教育・保育給付認定保護者等世帯」とは、 <u>令第 4 条第 2 項第 6 号</u> に規定する特定教育・保育給付認定保護者その他これに相当すると市長が認める者が属する世帯をいう。	4 この表において「特定教育・保育給付認定保護者等世帯」とは、 <u>令第 4 条第 2 項 6 号</u> に規定する特定教育・保育給付認定保護者その他これに相当すると市長が認める者が属する世帯をいう。

5 この表において「市町村民税所得割合算額」とは、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者のうち生計中心者について特定教育・保育等のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法附則第5条の4第5項その他の府令第21条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額をいう。 6～10 （略）	5 この表において「市町村民税所得割合算額」とは、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者のうち生計中心者について特定教育・保育等のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法附則第5条の4第6項及び府令第21条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額をいう。 6～10 （略）
--	--

（東大阪市養育医療の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部改正）

第6条 東大阪市養育医療の給付に係る費用の徴収に関する規則（平成17年東大阪市規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条第2項・第3条第1項関係） （略） 備考 1 この表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、D階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割の額を算定する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第5項の規定は、適用しないものとする。）をいう。 2～6 （略）	別表（第2条第2項・第3条第1項関係） （略） 備考 1 この表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、D階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割の額を算定する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、<u>第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項</u>の規定は、適用しないものとする。）をいう。 2～6 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。